

浜田市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

浜田市教育委員会
教育長 岡 田 泰 宏

浜田市教育委員会規則第 1 号

浜田市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年浜田市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（住登外者宛名番号管理機能関係事務）

第 3 条 条例別表第 3 の 2 の項に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名の登録及び変更に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。